

指定通所介護事業所 デイサービスはなぶさ 重要事項説明書

令和 年 月 日

公益財団法人 慈愛会

デイサービスはなぶさ

公益財団法人 慈愛会
指定通所介護事業所
デイサービスはなぶさ
鹿児島市小原町 8-3
099-284-5663

指定通所介護事業所 デイサービスはなぶさ 重要事項説明書

1. 事業所の概要

- ① 事業者名 公益財団法人 慈愛会 デイサービス はなぶさ
- ② 事業者所在地 鹿児島市小原町 8 番 3 号
- ③ 電話番号 099-284-5663
- ④ 代表者 管理者 堅山 佳祐
- ⑤ 設立年月日 令和 2 年 1 月 1 日
- ⑥ 介護保険指定番号 4670112723
- ⑦ 職員の基準 15 : 1 以上
- ⑧ 加算体制 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、科学的介護推進加算、入浴介助加算（Ⅰ・Ⅱ）、生活機能向上連携加算（Ⅰ）、個別機能訓練加算（Ⅰ・Ⅱ）、口腔・栄養スクリーニング加算、栄養アセスメント加算、ADL 維持等加算（Ⅰ）
中重度者ケア体制加算

2. 提供するサービスの第三者評価の実施状況・・・第三者評価受審（有 ・ 無）

「有」の場合

実 施 日	年 月 日
評 価 機 関 名	
評価結果の開示方法	

3. 指定通所介護事業所の目的と運営方針

指定通所介護事業所 デイサービス はなぶさ（以下「当事業所」）は、要介護状態等の利用者（以下「利用者」）の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他、必要な援助を行うことを目的とした事業所です。

この目的に沿って、以下のような運営理念及び方針を定めております。

通所介護事業所 デイサービス はなぶさの運営理念及び方針

運営理念

『自然と人と地域とが調和するコミュニティスペース（共同体の集う場所）の構築』

- ① ご利用者が健康で明るく、楽しい生活を送れるように、個人を尊重します。
- ② 自然と仲間とのふれあいの場を提供いたします。
- ③ 地域と他介護保険事業所等との連携を深め、ご利用者やご家族が安心できるひとときの提供をいたします。

4. 業務体制

職種	配置人員数	業務
管理者	1 名	事業所全体の運営・管理
生活相談員	1 名以上	利用者や家族、ケアマネとの相談・連絡調整
看護職員	1 名以上	健康管理や医療的対応
介護職員	1 名以上	日常生活の介助や支援
機能訓練指導員	1 名以上	運動や訓練で身体機能の維持を支援

※必要な人員を配置しています。

5. 利用定員・利用時間

利用定員 30 名／日

利用実施日 月曜日～土曜日（祝・祭日も実施いたします）

営業時間 8 時 30 分～17 時 30 分

サービス提供時間 9 時 30 分～16 時 40 分

定休日 日曜日、年末・年始（12月31日～1月3日は原則休業）

6. サービス内容

通所介護サービスは、要支援者及び要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業所をご利用いただくことでご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助をご提供いたします。

- ① 通所介護計画の立案
- ② 介護
- ③ 送迎
- ④ 個別機能訓練
- ⑤ 健康管理
- ⑥ レクリエーション
- ⑦ 各種療法
- ⑧ 食事
- ⑨ 入浴
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ その他自立支援

7. 利用料について

通所介護サービスの利用料は、要介護度や利用時間によって異なります。当事業所にて提供しているサービス時間帯は、次の通りです。

通所介護サービス(通常規模型基本料金)

① 3時間以上4時間未満(1日あたり)

要介護度	1割ご負担金	2割ご負担金	3割ご負担金
要介護1	370 円	740 円	1,110 円
要介護2	423 円	846 円	1,269 円
要介護3	479 円	958 円	1,437 円
要介護4	533 円	1,066 円	1,599 円
要介護5	588 円	1,176 円	1,764 円

② 4時間以上5時間未満(1日あたり)

要介護度	1割ご負担金	2割ご負担金	3割ご負担金
要介護1	388 円	776 円	1,164 円
要介護2	444 円	888 円	1,332 円
要介護3	502 円	1,004 円	1,506 円
要介護4	560 円	1,120 円	1,680 円
要介護5	617 円	1,234 円	1,851 円

③ 5時間以上6時間未満(1日あたり)

要介護度	1割ご負担金	2割ご負担金	3割ご負担金
要介護1	570 円	1,140 円	1,710 円
要介護2	673 円	1,346 円	2,019 円
要介護3	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護4	880 円	1,760 円	2,640 円
要介護5	984 円	1,968 円	2,952 円

④ 6時間以上7時間未満(1日あたり)

要介護度	1割ご負担金	2割ご負担金	3割ご負担金
要介護1	584 円	1,168 円	1,752 円
要介護2	689 円	1,378 円	2,067 円
要介護3	796 円	1,592 円	2,388 円
要介護4	901 円	1,802 円	2,703 円
要介護5	1,008 円	2,016 円	3,024 円

⑤ 7時間以上8時間未満(1日あたり)

要介護度	1割ご負担金	2割ご負担金	3割ご負担金
要介護1	658円	1,316円	1,974円
要介護2	777円	1,554円	2,331円
要介護3	900円	1,800円	2,700円
要介護4	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5	1,148円	2,296円	3,444円

その他のサービス (減算分)

- 送迎減算～送迎を行わない場合 片道につき **－47円**
- 業務継続計画未策減算～業務継続計画（BCP）が未策定の場合
- 高齢者虐待防止措置未実施減算～虐待の発生や再発防止の措置を行っていない場合

その他のサービス (加算分)

- サービス提供体制強化加算(Ⅰ) **22円／日** 介護職員総数のうち、介護福祉士70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ：介護報酬総単位数に対して12.0%相当が加算
- 科学的介護推進加算 利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等基本情報を厚生労働省へデータ提出した場合に算定します。
1割負担40円/月 2割負担80円/月 3割負担120円/月
- 入浴介助加算(Ⅰ) 入浴介助に関する研修等を実施。
1割負担40円/日 2割負担80円/日 3割負担120円/日
- 入浴介助加算(Ⅱ) 医師等の居宅訪問が困難な場合、介護職が訪問し医師の指示の下、利用者の動作及び浴室環境の把握を行い医師等が評価・助言する場合においても算定可能
1割負担55円/日 2割負担110円/日 3割負担165円/日
- 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 理学療法士等と連携してリハビリの評価や実施を行います。
1割負担100円/月 2割負担200円/月 3割負担300円/月
- 個別機能訓練加算(Ⅰ) 5人程度以下の小集団又は個別で機能訓練指導員(看護職員等兼務)が実施します。心身機能、活動、参加といった生活機能の維持・向上を目的とした訓練です。訓練を実施する利用者に対して算定します。

専従 1 名以上配置し、配置時間の定めはありません。

イ 56 円/日 (1 割負担) 112 円 (2 割負担) 168 円 (3 割負担)

ロ 76 円/日 (1 割負担) 152 円 (2 割負担) 228 円 (3 割負担)

○個別機能訓練加算(Ⅱ)

厚生労働省へ個別機能訓練に関するデータを提出した場合に算定します。

20 円/月 (1 割負担) 40 円/ (2 割負担) 60 円 (3 割負担)

○口腔・栄養スクリーニング加算

6 月に 1 回が限度。介護支援専門員に口腔・栄養状態に係る情報を文書で共有することで算定します。

(Ⅰ) 20 円/回 (1 割負担) 40 円/回 (1 割負担) 60 円/回 (3 割負担)

(Ⅱ) 5 円/回 (1 割負担) 10 円 (2 割負担) 15 円 (3 割負担)

○栄養アセスメント加算

外部の管理栄養士等と共同で栄養アセスメントを実施して助言等を行う場合に算定します。

50 円/月 (1 割負担) 100 円 (2 割負担) 150 円 (3 割負担)

○ADL 維持等加算(Ⅰ)

ADL 値(Barthel Index)を評価対象利用期間の初月と 6 月目に測定して、ADL 利得を平均して得た値が 1 以上の場合に算定します。

30 円/月 (1 割負担) 60 円 (2 割負担) 90 円 (3 割負担)

○中重度者ケア体制加算

⑥ 介護給付以外

○食費

670 円

※当日の利用中止(キャンセル)の場合は食事代 670 円を頂きます。

⑦ その他の費用

○教養娯楽費

実費 ※利用者の楽しみや生活の質 (QOL) 向上のための費用です。

○訓練材料費

実費 ※機能訓練やリハビリ、認知機能維持のために使用する費用です。

○物品費用

実費 ※マスク、リハビリパンツ、尿取りパッドなどの消耗品

※その他当事業所の物品を使用した場合は実費をご請求させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

8. 他機関・施設との連携

当事業所では、利用者の状態が急変した場合、速やかに協力医療機関等へ対応をお願いするようにしております。その際は、ご利用者の情報を協力医療機関等へ提供いたしますのでご了承ください。

協力医療機関

今村総合病院（救急・総合）

住所 鹿児島市鴨池新町 11-23 電話 099-251-2221

いづろ今村病院

住所 鹿児島市堀江町17-1 電話 099-226-2600

9. 緊急時の対応

緊急時は、管理者の指示で対応し、主治医と契約書にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。その際は、ご利用者の情報を協力医療機関等へ提供いたしますのでご了承ください。

10. 利用の中止・変更・追加

- 利用予定日の前に、通所介護サービスの利用中止、変更、または、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、サービス利用予定日の前日までに、当事業所と介護支援専門員（ケアマネジャー）に申し出てください。
- 利用の中止の申し出が、利用予定日の前日までに無い場合には、当日の食事代が発生いたします。
- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、希望日にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を提案いたします。

利用中止・変更等の連絡先

指定通所介護事業所 デイサービス はなぶさ

電話番号 099-284-5663（直通）

11. 秘密保持について

- ① 当事業所は正当な理由が無い限り、利用者に対するサービス提供にあたり知り得た利用者及び代理人・身元保証人の秘密、個人情報を漏らしません。
- ② 当事業所は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及び代理人・身元保証人の秘密、個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ③ サービス担当者会議で知り得た利用者及び代理人・身元保証人の秘密、個人情報を用いる場合は、利用者及び代理人・身元保証人の同意を得ない限り、その個人情報を用いません。

12. 非常災害対策

当事業所職員は、常時において災害事故防止に努めるものとします。

非常災害対策として、当事業所は、年間計画に基づき年2回の防災訓練を行うものとします。

年2回（※介護老人保健施設 愛と結の街と共同開催）

13. サービス利用にあたっての留意事項

① 外出について

- 通所介護サービス利用中の外出はできません。

② 喫煙について

- 全面禁煙とさせて頂いています。

③ 所持品・備品の持ち込み

- 所持品には、全てご記名して頂くようお願いいたします。

④ 金銭・貴重品の管理

- 金銭・貴重品は、原則として当事業所でのお預かりはいたしません。又、多額の現金や貴重品は、お持ちにならないようお願いいたします。

⑤ 通所介護サービスご利用中の病院受診について

- 介護保険法により、サービスご利用中においては、緊急やむを得ない場合を除いて医療機関への受診はできません。

⑥ お薬について

- 利用時間内にお薬を飲む必要がある方は、そのお薬をご持参ください。尚、サービス利用中にお薬を病院等へ取りに行くことはできません。

⑦ 送迎に関して

- 送迎時間は、その日の利用状況や交通事情で変更になることがございますのでご了承ください。
- 原則、当事業所と自宅間の送迎となります。その他の場所へのお迎え・お送りはできません。

⑧ 禁止事項

- 当事業所では、多くの方に安心して居宅での生活を送っていただくために、利用者の「営利活動、宗教活動、特定の政治活動」を禁止いたします。
- 利用者間での物品、特に食べ物の受け渡しは禁止しております。
- 職員の目の行き届かない所での食品の受け渡しによる、誤嚥や窒息、食中毒が発生した際には責任を負いかねます。多くの利用者は様々な疾患を持っておられ、飴玉ひとつでも重篤な危険を招く場合がありますので、食べ物を渡さない、受け取らないようにしてください。尚、職員へのお心づけも固くお断りさせて頂いております。
- 利用者間での連絡先の交換やサービス提供時以外の交流については禁止しておりますが、トラブル等発生した場合、当事業所は関知致しません。

14. 要望及び苦情等の相談

当事業所に対する要望、苦情等がございましたら、生活相談員等へお気軽にお申し付けください。また、「ご意見箱」も備え付けてございますのでご利用ください。その他の相談窓口は契約書第 11 条に定められていますので、ご参照ください。